

【 検 査 】**5 3 7 H C V 抗体定性・定量の算定について**

《令和 7 年 5 月 3 0 日》

○ 取扱い

- ① 次の傷病名等に対する D 013 「 5 」 H C V 抗体定性・定量の算定は、原則として認められる。
- (1) ウイルス性肝炎疑い
 - (2) 急性肝炎のみ
 - (3) 慢性肝炎のみ
 - (4) C 型肝炎疑い
 - (5) C 型肝炎の診断時
 - (6) C 型急性肝炎
 - (7) C 型慢性肝炎
 - (8) 慢性透析患者に対する定期的検査
- ② 次の傷病名に対する D 013 「 5 」 H C V 抗体定性・定量の算定は、原則として認められない。
- (1) B 型肝炎疑い
 - (2) B 型肝炎の診断時
 - (3) B 型肝炎の経過観察
 - (4) B 型急性肝炎
 - (5) H B V キャリアのみ

○ 取扱いを作成した根拠等

H C V 抗体定性・定量は、C 型肝炎ウイルス感染が疑われるときや感染症状の消長を見定めるときに実施する検査として広く用いられている検査である。

ウイルス性肝炎疑い、急性肝炎、慢性肝炎では、C 型肝炎の可能性を否定しておくことが重要である。

また、透析患者は、観血的な治療を受け輸血を受ける機会も多いため、肝炎ウイルスに感染するリスクが高く、定期的検査は欠かせない。

以上のことから、①の傷病名等に対する D 013 「 5 」 H C V 抗体定性・定量の算定は、原則として認められると判断した。

一方、H C V 抗体定性・定量は、その測定意義により B 型肝炎ウイルス感染に起因する病態の原因とは関連性がなく、②の傷病名に対する算定は、原則として認められないと判断した。